

2022年12月19日

高知県教育委員会
教育長 長岡 幹泰 様

高知県教職員組合
執行委員長 矢田 一七



高知県高等学校教職員組合
執行委員長 井上 稔雄



2024年度教員採用候補者選考審査に関する申し入れ書

貴職におかれましては、本県の教育向上・発展のためにご尽力頂いていることに敬意を表します。

高知県の教員採用制度においては、1次審査の日程が全国一早くなったことや大阪会場が設けられることで、1次審査の受審倍率が高くなっていますが、2回目の名簿登載数などから、名簿登載された後の辞退者がかなりいるものと思われます。そうした中、新卒以外（その多くが高知県の臨時教員）の受審者の内で採用される割合が、2016年が69.1%だったのに比べて、2020年度は16.7%に下がるなど、高知で臨時教員をしても「一次さえ合格しない」「名簿登載されない」等の声が多くあがっています。

私たちに寄せられた選考審査の改善を求める声を集約して、下記の事項をまとめました。ぜひとも高知県で働く臨時教員が大切にされ、公教育の充実につながる改善を実現されますよう、申し入れます。

記

1 採用制度全体について

- 1 実効ある名簿登載制度を確立し、年度途中の欠員などを正規採用で配置すること。
- 2 開かれた公正・公平で透明性のある選考を実施すること。
 - ①個人成績を受審者全員に開示・送付すること。
 - ②県民に開かれた「選考審査委員会」や「選考問題作成委員会」を設置すること。
 - ③選考基準を作成し、公表すること。
- 3 すべての校種・教科・科目で選考審査を実施すること。
- 4 定数内の臨時教員を減らすためにも、採用計画を精査することにより、採用予定数を可能な限り多くすること。また、段階的に定年年齢を65歳まで引き上げる際、新規採用を抑制することなく、毎年計画的に一定数を採用すること。
- 5 受審年齢制限を撤廃すること。
- 6 1次審査、2次審査に分けずに1度で行う審査にすることを検討すること。
- 7 受審者全員に面接審査を行うこと。

2 採用審査日程について

- 8 1次審査の日程を、臨時教員の教育実践や学校運営に支障をきたさないように、また教育実習に影響のないように、夏期休業中の日程に戻すこと。
- 9 2次審査の日程を夏期休業中後半の時期に戻すこと。

3 審査会場について

- 10 審査会場の選定については、受審者に配慮した会場とすること。特に、以下のことを配慮すること。
 - ①県下全域から早朝に会場へ集合することを考え、複数ルートで公共交通機関が利用でき、十分にとりを持って移動できる高知市の中心部に近い会場を選定すること。また、面接・実技で移動する必要がない会場や隣接会場で実施すること。

- ②審査会場への自転車の乗り入れ・駐輪を可能とし、実施要項に明記すること。また、原動機付き自転車・自動二輪などについても、乗り入れが可能となるよう、駐輪スペースなどを含め検討すること。
- 11 朝集合時に雨天の場合屋外で待たせることがないように、また炎天下の屋外で立ったまま待ち続けることなどがないように、屋内の控え席スペースを確保し、早めに会場を開けるなどの対策を行うこと。

4 臨時教職員への配慮について

- 12 選考にあたり、高知県での臨時教員としての経験を選考審査の項目に含めるなど、臨時教員としての経験を尊重するとともに、臨時教員の負担軽減を図ること。
- ①1次審査免除を改善すること。特に、以下の点を実現すること。
- i 1次審査免除者は、1次審査のすべてを免除とすること。
 - ii 1次審査免除対象者に、教員免許を有する支援員（市町村雇用も含めて）も含めること。
 - iii 1次審査に合格したものの、翌年度に志望する教科等の審査が実施されず審査免除が適用されない受審者について、翌々年度以降に1次審査免除を適用する等、不公平にならないよう手立てを講じること。
- ②高知県で一定年数を経験した臨時教員には特別枠の選考を実施すること。
- ③24月以上の臨教経験を有する者に対する部分免除を改善すること。特に、以下の点を実現すること。
- i 臨教経験に、市町村雇用の支援員の月数を含めること。
 - ii 部分免除を一次審査免除に引き上げること。
 - iii 部分免除を利用した受審者の「教職・一般教養」の判定に際しての取り扱いは、本人に不利にならないように運用すること。
- 13 臨時教員の着任経験を、選考資料の1つにするよう改善すること。その際、いわゆる「支援員」として着任した者についても、同様の措置を講じること。

5 加点制度について

- 14 加点制度の中の「司書教諭等の資格」について、願書提出時に必要単位を取得しており、申請済み・取得見込みの場合、何らかの証明で免許保有と同等の扱いとすること。
- 15 特定の資格や実績については、過度な扱いをしないこと。また、公正を期すため、採用候補者名簿に登載される場合には、その内容を確認すること。

6 その他の項目について

- 16 特別選考は原則行わないこと。
- 17 公平性が担保されない大学による推薦制度は廃止すること。
- 18 栄養教諭の採用において、資格を有する栄養職員は任用替えにより採用すること。現職学校栄養職員（臨時経験を含む）の実績を考慮するため、この場合、他の受審者とは別建ての採用審査を行うこと。
- 19 新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いがあることで受審を欠席せざるを得なかった者へ再受審の機会を与えること。

以上